

# 宮古市議会議員政治倫理条例逐条解説

制定 平成 21 年 6 月 16 日条例第 17 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日条例第 19 号

改正 令和 7 年 6 月 12 日条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宮古市議会基本条例（平成 21 年宮古市条例第 16 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、議員の政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】 議会基本条例に基づき、議員の政治倫理に関し必要な事項を定めることをこの条例の趣旨として既定しています。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、議員としての良心と責任をもって、その品位と名誉を守り、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

【説明】 議員の責務について規定しています。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の代表者として、常にその人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、不正に影響力を行使し又は金品を授受しないこと。
- (3) 市の行政庁の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関し、個人、特定の企業、団体等を推薦し、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 市の行政庁の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その後援団体についても政治的及び道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (6) 強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別等人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。）及び悪質商法、詐欺等社会に悪影響を及

ばす活動を行う集団に関与しないこと。

(8) 議員としての発言又は情報の発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【説明】 議員の政治倫理基準について、次の事項を規定しています。

(1) 議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止

不正な行為をしないことはもちろん、不正の疑いをもたれるおそれのある行為をしないことを示しています。具体的には、第2号から第8号に示しています。

(2) 地位を利用しての不正な影響力の行使、金品の授受の禁止

「その地位を」とは、議員という、市や関係団体（の職員）に対して影響力を持つ地位を意味し、「利用して」とは、議員の立場を殊更に示して働きかけをする場合が該当します。違反は不正な働きかけに限られ、私人としての正当な働きかけや、議員活動の範囲内の正当な働きかけは違反行為には該当しません。

また、地位を利用して不正な金品の授受とは、贈賄、収賄、口利きの報酬、実働のない顧問料を受け取ることなどが該当します。

(3) 市の許認可又は請負契約に係る推薦、紹介の不正な影響力行使の禁止

具体的な個人や企業、団体等が有利又は不利となる働きかけ（口利き、要望等）をその地位を利用して、不正に行うことが該当します。

議員としての活動ではなく「補助団体の長」として、補助金の申請、施設利用の申請をすることは問題ありませんが、一般の団体では認められないような要望や申請を行った場合は、補助団体の長としての行為であっても、違反となることがあります。

(4) 市の許認可又は請負契約に係る企業及び団体等からの寄附の受領禁止

政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、事業主（個人）等から受けないことを示しています。しかし、議員の後援団体が寄附を受けるのであれば、事実上政治資金規正法の規定を回避することができますので、そうした後援団体への寄附についても、政治的及び道義的批判を受けるおそれのある寄附は受けないことを示しています。

(5) 市職員人事への介入禁止

市職員の範囲は、正規職員に限りません。また、採用、異動、昇格など、特定の個人にとって有利又は不利となる働きかけを、その地位を利用して、不正に行うことが該当します。

(6) 地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別などの相手の人権を侵害する行為、又は人権侵害のおそれがある行為の禁止

やりたくないことの強制、無理な要求をする強要、人事上の不利益をちらつかせたり、大声を上げたりするなどの圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメント、パワ

一・ハラスメント、差別、誹謗中傷など、地位を利用したあらゆる人権侵害行為、又はそのおそれがある行為が該当します。

(7) 暴力団及び悪質商法、詐欺等社会に悪影響を及ぼす活動を行う集団への関与の禁止  
関与には、当該集団を利用しないことはもちろん、利用されないことを含みます。

(8) 他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の議員としての発言等の禁止

議員としての発言等とは、本会議や委員会の発言のほか、意見交換会、議会の行事、議員個人としてのチラシ、ウェブサイト、SNS、支持者との集会などの場での発言や情報の発信を含みます。

「第三者をして」とは、後援会や関係者のSNSで発信することが該当します。なお、第三者がSNSに投稿した名誉を棄損するような発言等に、議員名義のアカウントで肯定的なコメントをすることや、拡散すること、「いいね」を押すことにも注意が必要です。

## 2 疑惑当事者となったときの説明責任の義務

議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、説明責任の義務があることを確認しています。

また、本条例に基づく審査請求がなされた場合にも、自らが積極的に疑いを晴らすための説明をするよう努めなければなりません。

### (兼業の報告義務)

第4条 議員は、議員となった場合において、自ら事業を営んでいるとき、又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、議員となった日から1月以内に、議長にその旨を記載した書面（以下「兼業報告書」という。）を提出しなければならない。

(1) 主として収益事業を営む法人等

(2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき、又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。

3 議員は、前2項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更があったとき、又は自ら事業を営むことをやめたとき、若しくは法人等の取締役等を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した書面（以下「兼業変更報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された兼業報告書（前項の規定により兼

業変更報告書が提出された場合は、当該兼業変更報告書を含む。)を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、市民の閲覧に供さなければならない。

【説明】 議員の請負禁止については、地方自治法第92条の2に規定されていますが、議員は、市民全体の代表者としてその高い倫理的義務が課せられていることから、あらかじめ兼業の実態について明らかにする旨規定しています。

(※地方自治法では、議員は、市に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員、監査役等には就任できないことになっています。)

(誓約書の提出義務)

第5条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1月以内に、誓約書に署名して議長に提出しなければならない。

【説明】 議員は、自らを律することを市民にも示すため、あらかじめこの条例を遵守する旨の誓約を行うことを規定しています。

(調査請求の手續)

第6条 市民又は議員は、議員が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求(以下「調査請求」という。)することができる。

2 前項の規定により調査請求しようとする者が市民である場合は、有権者(請求を行う時点において、宮古市の選挙人名簿に登録されている者をいう。)総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の4分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

【説明】 政治倫理基準に違反していると認められる場合、議員及び市民が調査を請求できる旨規定しています。

(政治倫理審査会の設置等)

第7条 議長は、調査請求を受けたときは、宮古市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、その事案についての審査を付託するものとする。

2 審査会の委員定数は、6人とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となる議員及び調査請求した議員は、委員となることができない。

3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

【説明】 調査の請求を受けたときは、議会内に議員で構成する政治倫理審査会を設置して審査する旨規定しています。

令和7年3月の宮古市議議会議員定数条例の一部を改正する条例の施行により、議員定数が22人から19人に3人削減されることから、委員定数を見直し8人から6人としています。

第6条の調査請求の要件である有権者総数の200分の1以上の者の連署、又は議員定数の4分の1以上の議員の連署についても修正を検討しましたが、有権者総数や議員定数が減少すれば、要件である連署の数も減少しますので、調査請求の要件は現行のままとしています。

(政治倫理基準違反の審査等)

第8条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該請求の適否及び当該請求に係る政治倫理基準違反の存否について審査を行うとともに、第11条第1項各号に掲げる措置について検討を行う。

2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となっている議員（以下「被請求議員」という。）、調査請求した者及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

【説明】 審査会は、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について、さらに、違反の事実があると認めるときは議会の措置について、審査する旨規定しています。

(議員の協力義務及び弁明)

第9条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、それに従わなければならない。

2 審査会は、被請求議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 被請求議員は、審査会において口頭又は書面により弁明することができる。

【説明】 疑惑を持たれた議員の調査協力義務と弁明の機会を与えることについて規定しています。

(審査結果報告書の提出)

第10条 審査会の委員長は、審査の結果を文書により議長に報告しなければならない。

この場合において、被請求議員に政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、次条第1項各号に掲げる措置を講ずるべきかどうかの意見を添えるものとする。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3 被請求議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出されたときは、議長は、当該弁明書の全文又はその概要を公表しなければならない。

【説明】 審査結果の報告、公表及び対象議員の弁明について規定しています。

(議会の措置)

第11条 議会は、前条第1項後段の意見があったときは、当該意見を尊重し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 文書による戒告

(2) 議場における陳謝の勧告

(3) 本会議、宮古市議会委員会条例（平成17年宮古市条例第210条）第8条第1項の委員会及び宮古市議会会議規則（平成17年宮古市議会規則第1号）第108条第1項の協議等の場における一定期間の出席の自粛の勧告

(4) 議会における役職の辞任の勧告

(5) 議員の辞職の勧告

2 議会は、前条第1項後段の意見と異なる内容の措置を講じたときは、その理由を公表しなければならない。

【説明】 審査結果に対する議会の措置について規定しています。

令和7年6月の条例の一部改正により、自浄作用として期待される「被請求議員自らが講じる必要な措置」を削除し、被請求議員自らの措置を待たずに議会が措置を講ずるものとしています。さらに、議会の措置として、各号に掲げる措置から選択するものとしています。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】 この条例の手続きの詳細に関しては、別に規則等で定める旨規定しています。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第4条及び第5条の規定の適用については、第4条中「議員となった場合において」とあるのは「この条例の施行の日において」と、第5条中「議員となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

附 則（平成30年3月30日条例第19号）

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和7年6月12日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。